日本義肢装具士協会定款

第1章総則

(目的)

第 1条 本会は、義肢装具士の専門性の確立を図るとともに、義肢装具等、医療・福祉に 関わる開発研究を行い、もって身体障害者の福祉並びに医療の発展に寄与すること を目的とする。

(名 称)

第 2条 本会は、日本義肢装具士協会という。

(事務局等)

- 第 3条 本会は事務局を東京都文京区本郷5丁目32番7号におく。
 - 2 本会は、必要に応じ支部をおくことができる。
 - 3 支部は、本部の指示を遵守し行動する。

(事業)

- 第 4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 義肢装具士の研修並びに教育制度の整備拡充に関すること
 - (2) 製品の材質、製作適合技術に関する研究開発並びに成果の普及に関すること
 - (3) 義肢装具に関する情報、資料の蒐集及び配布に関すること
 - (4) 内外関係団体との技術交流に関すること
 - (5) その他本会の目的達成上必要な事業
- 第2章 会員

(種 別)

- 第 5条 本会は次に掲げる会員をもって構成する。
 - (1) 正会員 義肢装具士法(昭和62年法律第61号)第3条による義肢装具士の 免許を有する者で、本会の目的に 賛同する者
 - (2) 名誉会員 本会の発展に貢献した者で、理事会の推薦を受け、総会において承認された者
 - (3) 学生会員 義肢装具士養成校及びその他義肢装具に関心をもつ学生
 - (4) 購読会員 上記会員以外で会誌等の購読を希望する者
 - (5) 賛助会員 本会の主旨及び活動に協賛する者

(会費)

第 6条 本会の会員は、総会において、別に定める会費を納入しなければならない。

(入 会)

第 7条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(退 会)

- 第 8条 本会の会員は、その旨を会長に届出て退会することができる。
 - 2 本会の会員は、次の各号の一に該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1) 義肢装具士の免許を失効したとき
 - (2) 死亡したとき
 - (3) 会費を1年以上納入しないとき

(除 名)

第 9条 本会の会員で、本会の名誉を毀損しまたはこの定款に反するような行為のあった ときは、総会の議決により除名することができる。

(拠出金品の不返還)

第10条 既納の会費その他の拠出金品は返還しないものとする。

第3章役員等

(種 別)

第11条 本会に次の役員をおく。

理事 30 名以内

理事の中から会長1名、副会長2名、常任理事1名を選任する。

監事 3 名以内

- 2 役員は、別に定めるところにより、正会員の中から選挙により選出し、総会において承認する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職 務)

- 第12条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
 - 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順位によりその職務を行う。
 - 3 常任理事は、会長の定めるところにより、常時会務を行う。
 - 4 理事は、理事会を組織して第18条に定める事項を議決し執行する。
 - 5 監事は、会務及び財産状況を監査する。

(任期)

- 第13条 役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。
 - 2 役員の任期が満了しても、後任者が選任されるまでは、引き続きその職務を行わなければならない。
 - 3 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(解任)

第14条 役員で役員としてふさわしくない行為のあったときは、総会の議決により、解任 することができる。

(顧問)

- 第15条 本会に顧問をおくことができる。
 - 2 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
 - 3 顧問は、本会の重要な事項について、会長の諮問に応じて意見を述べるものとする。
 - 4 顧問の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。

第4章 会議

(種 別)

第16条 会議は、総会及び理事会とし、総会は定期総会及び臨時総会とする。

(構成)

- 第17条 総会は、正会員をもって構成する。
 - 2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

- 第18条 総会は、この定款に規定するもののほか次の事項について議決する。
 - (1) 事業計画及び収支予算の決定
 - (2) 事業報告及び収支決算の承認
 - (3) その他本会の運営に関する重要な事項
 - 2 理事会は、この定款に規定するもののほか次の事項について議決する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
 - (2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(招集)

- 第19条 会議は会長が招集する。
 - 2 会議を招集する場合は、会議を構成する会員または理事に対し会議の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所を示して、少なくとも会議開催の日の20日前までに、文書をもって通知しなければならない。

(開催)

- 第20条 定期総会は、毎年1回開催する。
 - 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、または正会員の5分の1以上もしくは 監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。
 - 3 理事会は、必要なとき随時開催する。

(議長)

- 第21条 総会の議長は、その総会において出席者の中から選出する。
 - 2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

- 第22条 総会は、委任状を含め正会員の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。
 - 2 理事会は、理事の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

- 第23条 総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長 の決するところによる。
 - 2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決する。

(書面表決)

第24条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された 事項について、書面をもって表決することができる。この場合、前2条の規定の 運用については、出席したものとみなす。

(議事録)

- 第25条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 構成員の現在数
 - (3) 会議に出席した会員または理事の氏名 (書面表決者及び表決委任者を含む)
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、出席会員または理事の中から、その会議において選出された議事録 署名人2名以上の署名捺印を得て、会長が保管する。

第5章 委員会

(委員会の設置)

第26条 本会の活動のため、委員会をおくことができる。

第6章 研究会

(名称及び目的)

- 第27条 本会に、研究会をおく。
 - 2 研究会は、義肢装具等、医療、福祉に関わる研究開発及びこれに関する事業をおこなう。

(細 則)

第28条 この章に定めるもののほか、研究会に関して必要な事項は、理事会の議決を経て 別に定める。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第29条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 入会金及び会費
 - (2) 寄付金品
 - (3) 資産から生ずる収入
 - (4) 事業にともなう収入
 - (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の定めるところによる。 (経費の支弁)

第31条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第32条 本会の収支予算は、年度開始前に総会の議決を経て定め、収支予算は、年度終了 後1ヶ年以内に、その年度末財産目録とともに、監事の監査を経て、総会の承認 を得なければならない。

(会計年度)

第33条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、総会において会員の4分の3以上の同意を得なければ変更すること ができない。

(解散)

第35条 本会は、会の目的たる事業の成功または事業の継続が不可能な状態になった場合 に解散する。この場合、会員の4分の3以上の同意を要するものとする。

(残余財産の処分)

第36条 本会の解散のとき存する残余財産は、総会の議決を経て、類似の目的を持つ他の 団体に寄付するものとする。

第9章 雜 則

(委任)

第37条 この定款の施行について、必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

付 則

- 1 本会の設立当初の役員は、この定款の規定にかかわらず設立総会の定めるところにより、その任期は平成7年3月31日までとする。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、この定款の規定にかかわらず、設立 総会の定めるところによる。

日本義肢装具士協会 定款細則

第1章 役員選挙

(総則)

第1条 本会定款第11条に定める役員の選挙については、定款に定めるもののほか、この 規定による。

(選挙管理委員会)

- 第2条 会長は選挙管理委員若干名を委嘱し、選挙管理委員会を組織する。
- 第3条 選挙管理委員会は会長の命により選挙に関する事務的処理を行う。

(理事及び監事の推薦)

- 第4条 理事及び監事の候補者は理事会が推薦する。
 - 2 理事会は、理事及び監事の候補者を本人の承諾を得て、正会員の中から推薦し、候 補者名簿を公示する。
 - 3 理事会が推薦する理事及び監事の候補者数は次の通りとする。
 - イ 理事は改選理事数。
 - ロ 監事は3名。

(理事及び監事の選挙)

- 第5条 選挙は正会員によって行われる。
 - 2 各正会員は、第4条の理事及び監事の候補者名簿に基づき、定数の理事及び監事を 選出する。
 - 3 選挙は、上位当選者から定数まで順次当選とする。
 - 4 最下位に同点者がある場合は、年長順に当選とする。

(会長・副会長・常任理事・事務局長の選出)

- 第6条 第5条により決定した理事より、会長・副会長・常任理事を次のごとく決定する。
 - 1)改選された理事会は、理事の中から会長を決定する。
 - 2)前項により決定した会長は、理事の中から副会長を指名し、理事会の承認により決定する。
 - 3)理事会は理事の中から常任理事を決定する。
 - 4)会長は事務局長を指名し、理事会の議をもって決定する。

(役員の辞任)

- 第7条 辞任をしようとする役員は辞任願を会長に提出し、理事会の議をもって決定する。
 - 2 辞任による欠員数が理事定数の1/2を越える場合において補欠選挙を行う。

第2章 会議

(委任状)

第8条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員は委任状の提出により出席した ものとみなす。

第3章 支部長及び支部長会

(支部長)

- 第9条 会の円滑な運営を図るため、各支部に支部長をおく。
 - 2 支部長は理事の中から選任する。
 - 3 支部長は当該支部を統轄し、当該支部を代表して会長を補佐する。

(支部長会)

- 第10条 支部長会は会長の諮問機関とし、必要に応じ会長が招集する。
 - 2 支部長会は会長、副会長、常任理事、及び各支部長をもつて構成し、 必要に応じ理事または委員等を参加させることができる。
 - 3 支部長会は次の事項を審議する。
 - イ 理事会に提議する事項
 - ロ 総会で議決・承認された事項に関し、事業執行上必要な事項
 - ハ その他審議を要すると会長が認めた事項

第4章 委員会

(委員会の設置及び廃止)

- 第11条 委員会として常設並びに特設委員会を置く。
 - 2 常設委員会は会則検討委員会、選挙管理委員会、編集委員会、研修委員会、国際委員会、広報委員会等、限定された事項の審議と執行を継続的に担当するものとする。
 - 3 特設委員会は限定された専門的事項の審議または審議と執行を担当するものとし、 各年度当初叉は必要に応じて会長が任務事項と期限を明記して設置するものとす る。
 - 4 委員会の設置及び廃止は、理事会の議を経て総会で承認する。

(委員長及び委員の委嘱)

第12条 委員長は理事会の議を経て会長が委嘱し、委員は委員長の推薦に基づき会長が委嘱 する。

(委員長及び委員の任期)

- 第13条 委員長及び委員の任期は定款第13条の役員の任期に準ずる。但し、理事会において別に定めた場合はこの限りではない。
- 第14条 委員の交替は同時に2分の1を越えてはならない。

(委員の重複)

第15条 委員の重複については常設、特設委員会を通じて一人2委員会までとする。

(施行内規)

- 第16条 各委員会および事務局は必要に応じ、施行内規を作成する。
 - 2 委員会の成立は、委員の過半数の出席による。但し、委任状も参加したものとみなす。
 - 3 委員長は委員会開催の度に、その議事録をできるだけ速やかに理事会に提出しなければならない。
 - 4 委員長は年度終了後、速やかに委員会年次報告書を会長に提出する。
 - 5 委員会の活動に必要な事務は原則として事務局が行う。
 - 6 委員の旅費は旅費規程による。

第5章 入会金及び会費

(入会金及び年会費)

第17条 各種会員の入会金及び年会費は次の通りとする。

イ 正会員 入会金 5,000円 年会費 12,000円

口 学生会員 年会費のみ 3,000円

ハ 購読会員 年会費のみ 12,000円

二 賛助会員 年会費のみ30,000円

第6章 旅費

(出張旅費)

- 第18条 役員の公務出張手当等は次の規定によって支払う。
 - イ 出張手当3千円と交通費実費
 - ロ 宿泊が必要な場合は宿泊料1万円
- 第19条 委員会出席の場合の委員出張手当は第18条の役員公務出張手当の規定に準ずる。
 - 第7章 定款細則の変更

(規約の変更)

第20条 この定款細則の変更は、理事会の議を経て総会で承認する。

(付則)

この定款細則は平成5年5月23日から施行する。

定款細則改正

- 第13条の2 「委員の再任は妨げないが、連続しては3期までとする」を削除 (平成8年6月2日総会)
- 第 1 7条 年会費 正会員 10,000 円を 12,000 円に、購読会員 7,000 円を 10,000 円 に改訂 (平成 10 年 7 月 19 日総会)
- 第6条及び4)「事務局長」についての規定を付加(平成13年9月8日総会)
- 第11条の2 国際委員会、広報委員会を付加(平成13年9月8日総会)
- 第18条 イを削除。ロをイとして「都・道・府・県、外出張手当3千円と・・・」を「出 張手当3千円と・・・」に変更 ハをロに変更(平成14年5月18日総会)
- 第5条の3 「選挙は、理事及び監事の候補者名簿以外の選出をして差し支えない。」を削除し、第5条の4、5をそれぞれ第5条の3、4に変更 (平成15年7月19日総会)
- 第16条 「各委員会必要に応じ」に「および事務局は」を付加(平成16年6月5日総会)

第7条 (役員の辞任) の条文を追加。第8条以下を繰り下げ(平成16年6月5日総会) 第17条 年会費 購読会員10,000円を12,000円に改訂(平成18年6月3日総会)